

## 〈 利 用 の た め に 〉

1 この結果表には、調査日（平成18年12月31日）現在において、廃業、転業、休業、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は含まれていない。

2 この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名を例示のとおり略しており、また、重化学工業は分類番号に（ ）を付し軽工業と区分している。

《例示》

9 食 料 品 食料品製造業	21 な め し 革 なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲 料・たばこ 飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯 業・土 石 窯業・土石製品製造業
11 繊 維 繊維工業	(23) 鉄 鋼 鉄鋼業
12 衣 服 衣服・その他の繊維製品製造業	(24) 非 鉄 金 属 非鉄金属製造業
13 木 材 木材・木製品製造業	(25) 金 属 金属製品製造業
14 家 具 家具・装備品製造業	(26) 一 般 機 械 一般機械器具製造業
15 パ ル プ・紙 パルプ・紙・紙加工品製造業	(27) 電 気 機 械 電気機械器具製造業
16 印 刷 印刷・同関連業	(28) 情 報 通 信 機 器 情報通信機械器具製造業
(17) 化 学 化学工業	(29) 電 子・デ バ イ ス 電子部品・デバイス製造業
(18) 石 油・石 炭 石油製品・石炭製品製造業	(30) 輸 送 機 械 輸送用機械器具製造業
19 プ ラ ス チ ッ ク プラスチック製品製造業	(31) 精 密 機 械 精密機械器具製造業
20 ゴ ム ゴム製品製造業	32 そ の 他 その他の製造業

3 この結果表の従業者規模区分は、調査期日（平成18年12月31日）現在の従業者数による。

4 統計表中の産業3類型別（基礎素材型、加工組立型、生活関連型）の区分は次のとおりである。また、末尾に[基]、[加]、[生]をつけて区分した。

基礎素材型産業	加工組立型産業	生活関連型産業
木 材 パルプ・紙	一 般 機 械 電 気 機 械	食 料 品 飲 料・たばこ
化 学 石油・石炭	情 報 通 信 機 器 電 子・デ バ イ ス	繊 維 衣 服
プ ラ ス チ ッ ク ゴ ム	輸 送 機 械 精 密 機 械	家 具 印 刷
窯 業・土 石 鉄 鋼		な め し 革 そ の 他
非 鉄 金 属 金 属		

5 統計表中の4地域に含まれる市郡は次のとおりである。

福岡地域	福岡市 古賀市	筑紫野市 福津市	春日市 朝倉市	大野城市 筑紫郡	宗像市 糟屋郡	太宰府市 糸島郡	前原市 朝倉郡
筑後地域	大牟田市 うきは市	久留米市 三井郡	柳川市 三潞郡	八女市 八女郡	筑後市 山門郡	大川市 三池郡	小郡市
筑豊地域	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	鞍手郡	嘉穂郡 田川郡
北九州地域	北九州市	行橋市	豊前市	中間市	遠賀郡	京都郡	築上郡

6 集計項目の説明

① 事業所数	平成18年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているものの数である。
② 従業者数	<p>従業者とは個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、この統計の従業者数は平成18年12月31日現在の臨時雇用者を除いた従業者とする。雇用形態は下記のとおり区分される。</p> <p>1 個人事業主及び無給家族従業者 業務に従事している個人事業主及び家族で報酬を受けずに常時、就業している者。</p> <p>2 常用労働者 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。 次の3つに区分される。</p> <p>(1) 正社員・正職員等 一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者。 ただし、他企業へ出向している者を除く。</p> <p>(2) パート・アルバイト 一般に「パート」、「アルバイト」、「嘱託」またはそれに近い名称で呼ばれている者。</p> <p>(3) 出向・派遣受入者 他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者。</p> <p>なお、下記のいずれかに該当する者は常用労働者である。</p> <p>ア 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。</p> <p>イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われた者のうち、調査日の前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者。</p> <p>3 臨時雇用者 常用労働者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用される者や日々雇用されている者。</p>
③ 現金給与総額	平成18年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（退職金、解雇予告手当、日雇いの給与等）の額との合計である。

④ 原材料使用額等	平成18年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計額。消費税額が含まれている。
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額である。
燃料使用額	製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車両の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。
電力使用額	購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。
委託生産費	下請工場等に原材料、中間製品を他の事業所に支給して製造、加工を委託した場合に支払った、または支払うべき加工賃である。
⑤ 製造品出荷額等	平成18年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たらず、廃物の売り払い収入額及びその他の収入額を含む。）、加工賃収入額、修理料収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税が含まれている。
製造品出荷額	事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成18年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。
加工賃収入額	他の企業の所有に属する主要原材料、または半製品等に製造または加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃である。
修理料収入額	修理を行って受け取った、または受け取るべき収入額である。
その他の収入額	冷蔵保管料、自家発電の剰余電力の販売収入額等である。
⑥ 価 額	製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品、仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託生産品を含み、受託生産品は含まない。
⑦ 有形固定資産	有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。
⑧ 消費税額	平成13年調査より消費税額を除く調査としたことから、消費税額は「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて計算し「推計消費税」として各算式に用いている。
⑨ 内国消費税額	消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税のことを指す。

7 製造業の各種計算式は次のとおりである。

生 産 額	製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額等を計上した。
付 加 価 値 額	生産額 - (内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額 ただし、従業者29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。
粗 付 加 価 値 額	製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等
付 加 価 値 率	$\left[ \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \right] \times 100$
原 材 料 率	$\left[ \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \right] \times 100$
現 金 給 与 率	$\left[ \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \right] \times 100$

有形固定資産投資総額	有形固定資産年間取得額 + 建設仮勘定の年間増減 ただし、従業者30人以上の事業所について計上した。
1事業所当たり 製造品出荷額等	{製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額)} ÷ 事業所数
1事業所当たり 付加価値額	付加価値額 ÷ 事業所数
従業者1人当たり 製造品出荷額等	{製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額)} ÷ (常用労働者年間月平均数+個人事業主及び家族従業者数)
従業者1人当たり 付加価値額	付加価値額 ÷ (常用労働者年間月平均数+個人事業主及び家族従業者数)

8 この統計表の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したものである。

9 統計表は、単位未満を四捨五入したため総数と内訳が一致しない場合がある。

10 統計表及び概要における記号は次のとおりである。

「 - 」	該当数値なし。
「 X 」	1または2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿した。 なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。
「 △ 」	負数であることを示す。
「 0 」、「 0. 0 」	四捨五入のため単位表示未満のもの。

11 工業統計調査で用いる産業分類及び商品分類は、日本標準産業・商品分類を基に、工業統計調査用に一部組み替えたものである。

12 品目別産出事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を出荷した事業所すべてが集計されている。また、品目別産出事業所数は品目ごとの産出事業所数を合計した延べ事業所数であり、従って、産業別統計表において産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数値となっている。

13 品目別統計表の製造品出荷額には、冷蔵保管料、販売電力、製造工程から出たくず、廃物は含まれていないため、産業別統計表の製造品出荷額の数値とは若干相違する。

14 この結果表は本県において独自に集計したものであり、後日、経済産業省から公表される数字と相違することがある。